

工事管理等に関する 今後の取組みについて

令和8年8月

あな た に、ベ ス ト・ウ ェ イ。

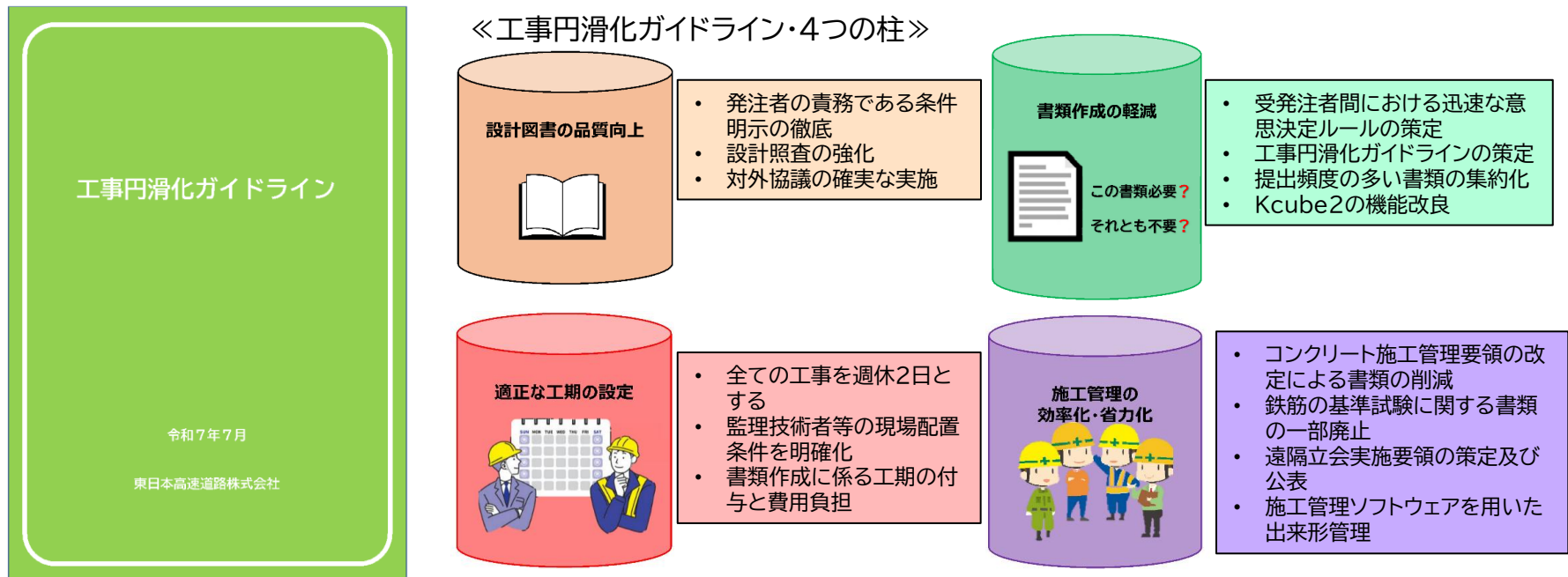


1. 働き方改革・工事円滑化について
2. 適正な工事管理等について
3. 積算基準等の改定について

1. 働き方改革・工事円滑化について

働き方改革・工事円滑化について

- NEXCO東日本はNEXCO中日本、NEXCO西日本とともに、2024年4月から建設業における時間外労働の上限規制が適用されることから、発注者として建設業の働き方改革を実現し、高速道路における工事現場の環境改善を促進するため、一般社団法人日本建設業連合会と推進会議を設置し、意見交換や現地ヒアリングを行うなど、現場の要望を踏まえた取り組み施策を取りまとめました。
- 上記を踏まえ、NEXCO東日本が要領・基準等を制定し、実施内容について、ポイント(要点)を取りまとめたものが「**工事円滑化ガイドライン**」です。
- 引き続き、業務効率化に取り組んでまいります。



働き方改革・工事円滑化について

- NEXCO東日本においては、受注者及び発注者（施工管理員含む）の一人ひとりが、「工事円滑化ガイドライン」の取組み内容をはじめとする関係基準を十分理解することで、工事の円滑化を図り、更に設計及び工事の品質向上に努め、現在及び将来にわたる担い手のためにワークライフバランスの確保を実現することが重要と考えています。
- 「工事円滑化ガイドライン」は、その入り口として活用いただくことを目的としていますので、全ての工事関係者で活用いただければ幸いです。

「工事円滑化ガイドライン」の関係資料の参照・ダウンロード先一覧

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 土木工事共通仕様書 ➤ 施設工事共通仕様書 ➤ 調査等共通仕様書 ➤ 土木工事請負契約における設計変更ガイドライン ➤ 施設工事請負契約における設計変更ガイドライン ➤ 調査等請負契約における設計変更ガイドライン ➤ 工期設定ガイドライン <ul style="list-style-type: none"> ◆ 共通編 ◆ 舗装編 ◆ 橋梁編 ◆ 土工編 ◆ トンネル編 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 土木工事関係書類提出マニュアル ➤ 施設工事関係書類提出マニュアル ➤ 工事現場における施工体制点検要領について ➤ 工事記録写真等撮影要領 ➤ 遠隔立会実施要領 ➤ 設計照査の手引き ➤ CADによる図面作成要領 土木編 ➤ CADによる図面作成要領 施設編 ➤ 工事情報共有・保存システム（Kcube2） ➤ 技術基準類販売（株式会社高速道路総合技術研究所） <p>（設計要領、調査要領、施工管理要領、数量算出要領、NEXCO試験方法等）</p> |
|--|--|

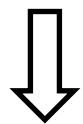
働き方改革・工事円滑化について

令和8年7月新規

多様な働き方の実現

- NEXCO東日本においては、令和3年4月より原則として全ての工事において週休2日推進工事の対象として工事発注してまいりました。
- その後、既契約工事の週休2日推進工事への移行なども踏まえ、段階的に週休2日工事、完全週休2日工事の標準化に取り組んでまいりました。

週休2日推進工事
試行開始



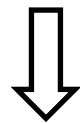
H31.1

週休2日推進工事
適用拡大



R3.4

週休2日工事
標準化



R6.4

完全週休2日工事
標準化

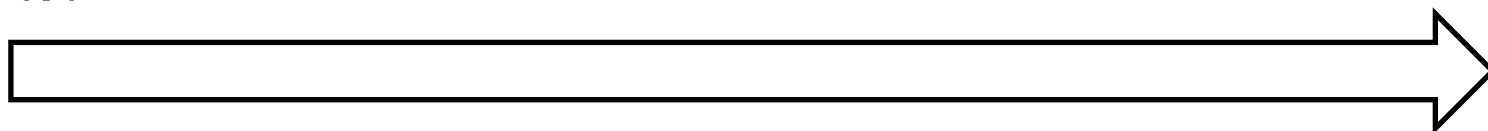


R7.7

多様な働き方の
実現



R8.7



今後の取り組み

- これまでの取組状況や現場の状況等により、週休2日としての働き方や気候(猛暑対策)等を踏まえた多様な働き方の実現を目指してまいります。
- 具体的には、引き続き週休2日を標準とするとともに猛暑期間を考慮した工期設定を行います。また、受注者から猛暑時間の施工回避および猛暑期間における現場施工回避の協議があった場合には、適切に対応してまいります。

働き方改革・工事円滑化について

令和8年5月新規

多様な働き方の実現

猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定(変更)

対象	当初発注時	契約後
現場施工を行う全ての土木工事、施設工事および現場作業を伴う調査等が対象	熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかからないよう、余裕期間、準備期間、工場製作等外業を伴わない期間、後片付け期間等が猛暑期間に収まるよう可能な範囲で調整。	受注者は、猛暑時間帯における現場施工回避のため、早朝・夜間施工に係る交通管理者や地元等との施工時間帯に関する協議が必要な場合は、監督員に協議することができる。

契約後のポイント

協議事項	内容
猛暑時間帯の施工回避	施工時間帯に関する協議が必要な場合、監督員に協議できる。
猛暑対策による作業中止	工事請負契約書第22条(受注者の請求による工期の延長)[調査等請負契約書第23条(受注者の請求による履行期間の延長)]に基づき工期変更の協議ができる。
請負代金額	上記のいずれにおいても、請負代金額は変更しない。

※当該内容を受注者に対して通知しています。

土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 改定内容

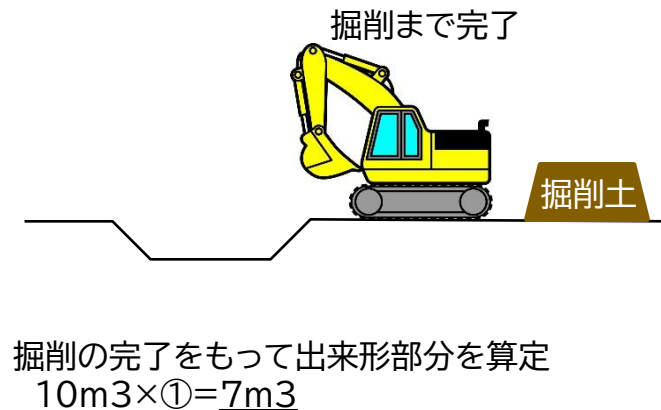
- 部分払の促進を目的に、土木工事共通仕様書の既存ルールとそのルールを用いた一例を「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に記載したもの。

一例のイメージ

【単価項目】
構造物掘削 10m³

【作業内容】
掘削
埋戻し

費用割合
①掘削:70%
②埋戻し:30%



共通仕様書1-44-3「工事の出来形部分の検査」

共通仕様書1-44 工事の出来形部分の確認及び検査 [抜粋]

1-44-3 工事の出来形部分の検査

工事の出来形部分の検査は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。ただし、数量の検測は本章1-31の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、自らの負担で工事の出来形部分の検査に必要な測量及び出来高算出作業を行い、その成果を整理し監督員に提出しなければならない。
- (2) 監督員は、受注者から提出された成果を審査し、必要に応じて受注者の立会いの上、現場検査を行うものとする。この場合において、受注者は、検査に必要な人員、機材等を提供するものとする。
- (3) 受注者は、監督員の確認を得て出来高を実際の工事の出来形部分を超過しない範囲の概算数量で算出することができる。特に、土工、舗装及びコンクリート工等継続して施工しているものについては、施工箇所ごとに平均断面図を作成して、これに延長を乗じる等概算の出来形部分で算出できるものとする。
- (4) 契約単価に含まれる主たる作業が完了している場合には、その単価に含まれるすべての作業が完了していても、監督員が認めた割合により、工事の出来形部分を算定することができるものとする。
- (5) 一式等、設計数量が1の単価項目の場合は、その工事がすべて完成するまで、出来高としないものとする。
- (6) 工事の出来形部分が完成後、受注者はあらかじめ出来形調書を作成し、出来形部分検査時に監督員の確認を得なければならない。
ただし、土工等継続して施工しているもので、出来形部分を概算数量で算出しているものはこの限りではない。

設計変更ガイドライン新規内容

VII. 工事の出来形部分の確認及び検査

1. 監督員が認めた割合による出来形部分の算定

契約単価に含まれる一連の作業のうち、主たる作業が完了している場合には、当該契約単価に含まれるすべての作業が未完了であっても、監督員の確認を得たうえで、当該作業の進捗状況に応じた割合をもって出来高として算定することが共通仕様書1-44-3(4)に規定している。

本規定の割合は、当該契約単価を構成する作業内容を踏まえ、出来形及び工事工程を総合的に勘案して設定するものとし、算定根拠を明確にしなければならない。

○監督員が認めた割合により出来形部分を算定した一例

- 受注者の発議により、掘削箇所の埋戻しを含む構造物掘削の単価項目について、掘削後、埋戻しまでに一定期間を要することから主たる作業となる掘削の完了をもって出来形部分を算定することを認めるものとした。受注者が発議した掘削に要する割合について、発注者設計単価の掘削に要する割合により妥当性を判断した。その後、監督員が認めた割合を工事打合簿により確認し、受注者は構造物掘削の対象数量にこの割合を乗じて、出来形部分を算定したもの。

2.適正な工事管理等について

適正な工事管理等について

令和8年8月新規

社会情勢を踏まえた対応

社会情勢の変化に伴う協議

対象

全ての土木工事及び施設工事

※当該内容を受注者に対して通知しています。

費用の協議

ナフサを由来とする建設資材における対応

1. 受注者が協議できる場合

供給制約や流通経路の混乱等により、ナフサ由来の建設資材(調達検討資材)の入手が困難となり、代替資材の調達、流通経路の見直し、又は別途調達経費が必要となる場合。

2. 提出資料

- ① ナフサ由来であることの確認資料
- ② 調達不能となった時期・理由の証明資料
- ③ 既調達分の価格・数量の取引実績
- ④ 今後調達予定分の価格・数量資料

3. 費用の協議

監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は実際の取引伝票等の証明書類を提出。費用は監督員と受注者との協議により定める。

4. スライドの取扱い

調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第26条(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)の適用対象外

原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

上記1～4で取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第26条に基づき発注者に協議するものとする。

工期の協議

社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第22条(受注者の請求による工期の延長)に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ、工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

クマ対策費用について ※当該内容を受注者に対して通知しています。

対象	対象品目
全ての土木工事及び施設工事、現場作業を伴う調査等	- 原則、毎年5月1日～9月30日 - 熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罠 - 各品目における光熱水費や燃料費は除く - 消耗品以外のものは、原則、リース品

事務手続きの概要

①	発注者は、受注者にクマ対策に係る費用の取扱いを通知
②	受注者は「クマ対策実施報告書」を監督員に提出
③	受注者から提出のあった「クマ対策実施報告書」に示された対策のうち、上記「対象品目」に示す実施状況及び支払実績が確認できたものについて、クマ対策に係る費用の検測や支払を受注者へ通知
④	新単価処理(設計変更)

適正な工事管理等について

令和8年7月改定

熱中症対策

熱中症対策費用について ※当該内容を受注者に対して通知しています。

対象	対象期間・品目
- 全ての土木工事及び施設工事 【令和7年度以前からの継続事項】 - 令和8年7月以降に調達手続き等を開始する現場作業を伴う調査等(測量業務、土質地質調査(調査業務)、建築工事土質調査)【令和8年7月新規】	- 原則、毎年5月1日～9月30日 - 遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置 - 各品目における光熱水費や燃料費は除く - 原則、リース

事務手続きの概要

①	発注者は、受注者に熱中症対策費用の取扱いを通知
②	受注者は「熱中症対策実施報告書」を監督員に提出
③	受注者から提出のあった「熱中症対策実施報告書」に示された熱中症対策のうち、上記「対象品目」に示す実施状況及び支払実績が確認できたものについて、熱中症対策に係る費用の検測や支払を受注者へ通知
④	新単価処理(設計変更)

適正な工事管理等について

【工事における余裕期間制度】

- NEXCO東日本においては、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期(工事着工日)を受注者が選択できる制度を導入しています。

【余裕期間】

- 契約期間内であるが、実工期外であるため、受注者は監理技術者等の配置が不要であり、工事に着手してはならない期間。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。60日に満たない場合は60日を基本とする。
- 受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

工事着手期限

工期末

発注時
(発注者が設定)4ヶ月
余裕期間16ヶ月
実工期

工期 = 余裕期間 + 実工期

受注後
(受注者が設定)

例

3ヶ月
余裕期間

▼ 工事の始期

17ヶ月

受注者が実工期を設定

20ヶ月
契約上の工期

適正な工事管理等について

令和7年度以前からの継続事項

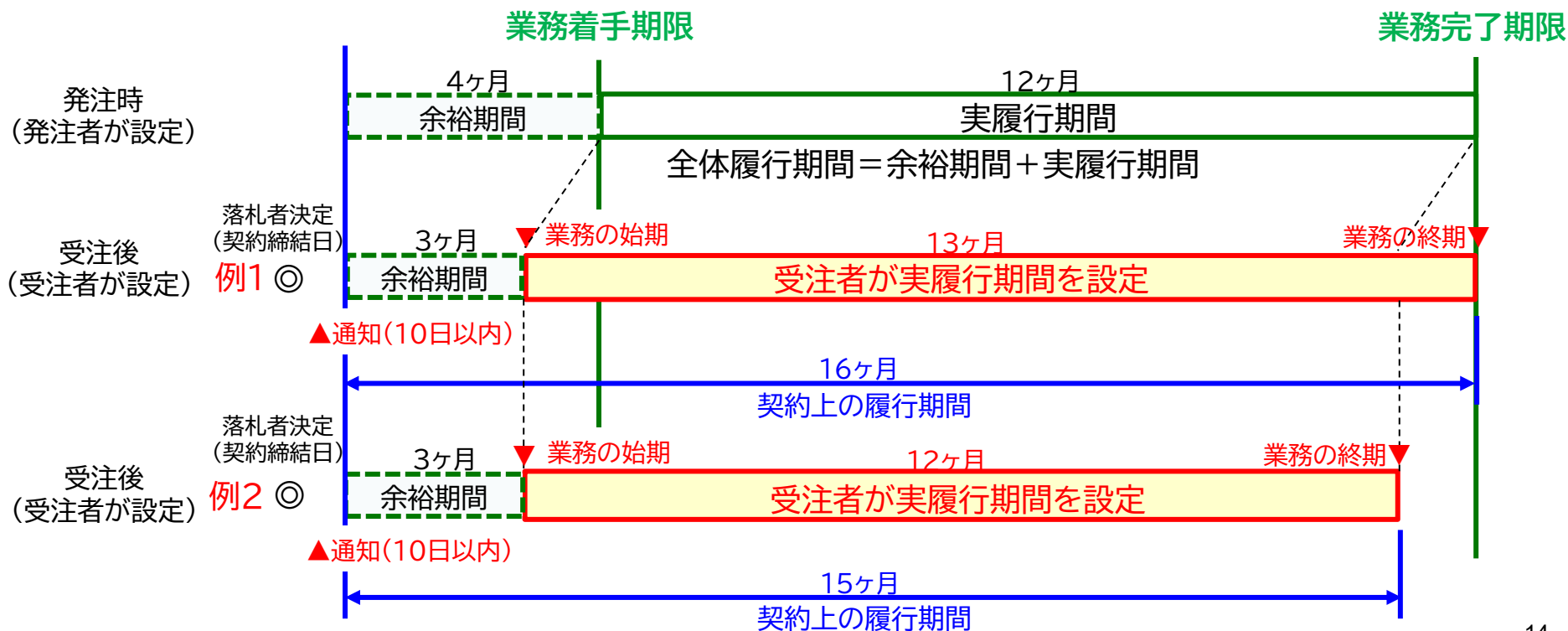
余裕期間制度

【調査等における余裕期間制度】

- NEXCO東日本においては、契約ごとに、全体履行期間の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、業務の始期(業務着手日)及び終期(業務完了日)を受注者が選択できる制度を導入しています。
- なお、契約上の履行期間は、契約保証取得の日の翌日から受注者が設定した業務の終期までの期間とする。

【余裕期間】

- 契約期間内であるが、実履行期間外であるため、受注者は管理技術者等の配置が不要であり、業務に着手してはならない期間。業務着手以外の業務のための準備は、受注者の裁量で行うことが可能。60日に満たない場合は60日を基本とする。
- 受注者は、落札者決定から10日以内に、履行期間通知書により、業務の始期及び終期を発注者に通知しなければならない。



適正な工事管理等について

令和7年度以前からの継続事項

適正な工期設定

- NEXCO東日本においては、入札手続きに係る参考資料として工事工程表(概略工程)を公表しています。
- また、契約後の受発注者間による工事工程共有や責任分担を「土木工事共通仕様書」及び「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」に明記しています。

別紙-1

工事工程表(概略工程表)
工事名)○○自動車道 ○○工事

工種	単位	数量	令和○○年度												令和○○年度												令和○○年度												備考	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月							
余裕期間																																								90日間
準備工	式	1																																						40日間(一般土工工事)
STA□□C-Bx迂回路																																								
STA○○～STA○○間 土工																																								
STA□□ C-Bx																																								
STA□□ 流路工																																								
STA□□ 付け替え道路																																								
STA△△～STA△△間 橋梁下部工																																								
STA△△ A1橋台																																								道路管則(2pt)
STA△△ P1橋脚																																								(1pt)
STA△△ P2橋脚																																								
STA△△ P3橋脚																																								
STA△△ P4橋脚																																								
STA△△ P5橋脚																																								
STA△△ A2橋台																																								
後片付け	式	1																																						60日間

○特記事項

特記事項		内容	対応者	令和○○年度												令和○○年度												令和○○年度												備考	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月							
1.工事用地等に関する事項																																									
1)STA○○付近 令和 年 月 日			受注者																																						
2)STA△△付近 令和 年 月 日			発注者																																						
2.関係機関との協議完了予定時期																																									
1)STA△△C-Bx迂回路行政協議			発注者																																					○○協議 特記仕様書○○-○に記載	
2)STA□□砂防指定地内行為許可申請			発注者																																					○○協議 特記仕様書○○-○に記載	
3)STA△△支障物件の移設			発注者																																					光ケーブル 特記仕様書○○-○に記載	
3.資料の貸与予定時期																																									
1)付替道路設計成果品			発注者																																						
4.部分引渡し																																									
1)STA□□C-Bx迂回路																																									
5.部分使用																																									
1)STA△△A1橋台・P1・P2橋脚																																									
交通規制抑制機関																																									年末年始、GW、夏期休暇 特記仕様書○○-○に記載
年末年始等																																									年末年始、GW、夏期休暇 特記仕様書○○-○に記載

この概略工事工程表は、入札参加者の適正かつ迅速に資するための資料であり、契約書第1条に示す設計図書ではない。

したがって概略工事工程表は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、当該工事の競争参加者は施工条件等を十分配慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。

また、この概略工事工程表の内容に関する質問は受け付けない。

3.積算基準等の改定について

積算基準等の改定について

令和8年7月改定

積算基準の改定

- 令和8年7月の積算基準改定概要は、[高速道路総合技術研究所\(NEXCO総研\)のホームページ](#)をご覧ください。
- 令和8年度積算基準は当社(本社、各支社)にて閲覧できますので、書籍販売までの期間はそちらでご確認ください。なお、NEXCO総研のホームページでは、書籍販売までの期間、対照表を掲載しております。

土木工事積算基準

- ・ プレキャストボックスカルバート、プレキャスト集水ますの新規制定
- ・ 車線区画柵設置工の新規制定
- ・ 高炉セメントB種標準化に伴う改定
- ・ 舗装修繕工関連の改定
- ・ 4週8休補正係数の廃止※

調査等積算基準

- ・ 測量業務における機械器具経費及び材料費割合等の改定

施設工事積算基準

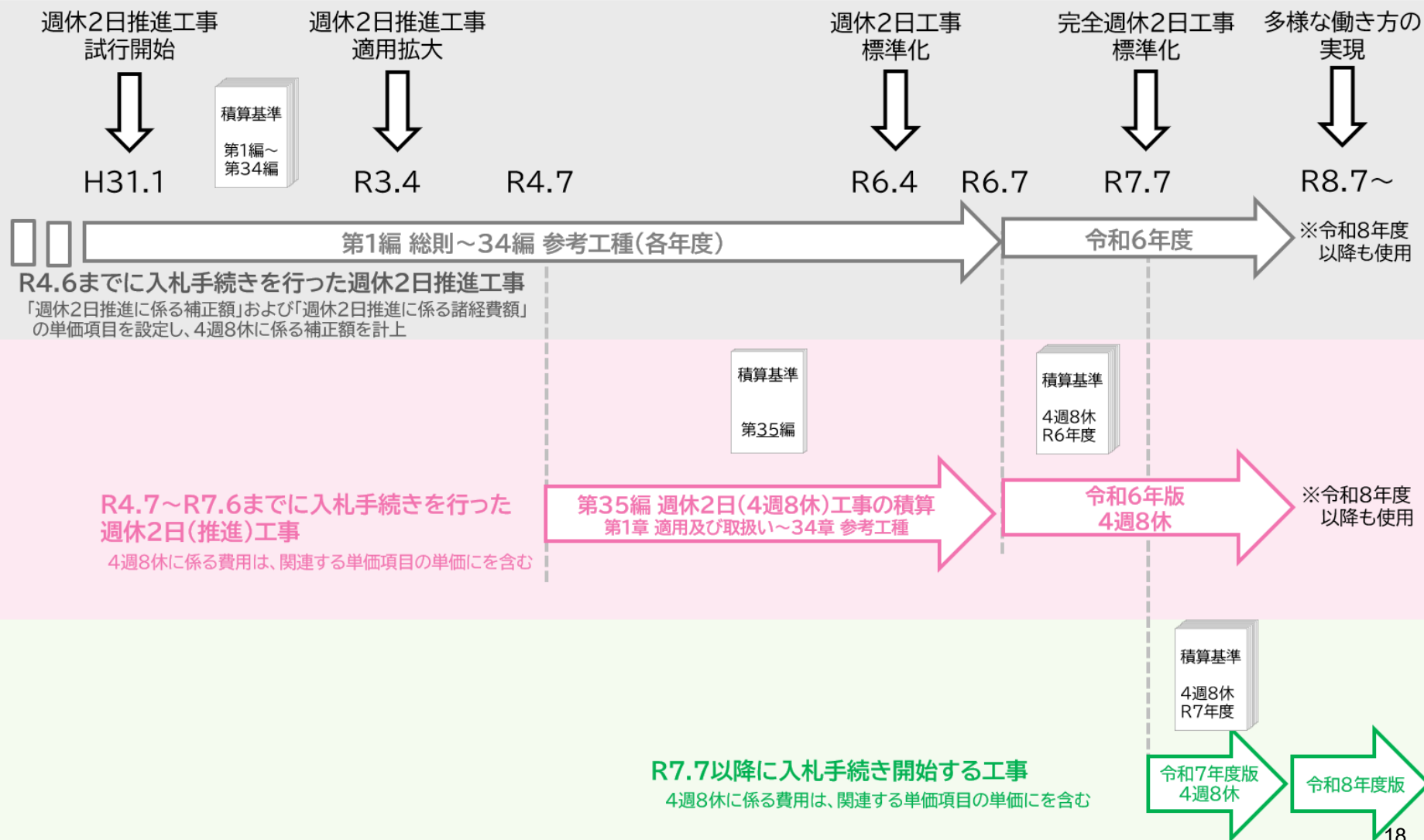
- ・ 建築工事編における単位施工単価の追加(鉄筋工事、型枠工事、配線工事)
- ・ 4週8休補正係数の廃止※

※下記に該当するもの

- ・ 令和8年度版積算基準を適用する工事
- ・ 契約中の土木工事における令和8年7月以降に工事変更指示を行ったもので、時価を基礎として定める新単価の算定
- ・ 契約中の施設工事における令和8年7月以降に新たな内訳書を作成する単価の算定

積算基準等の改定について

- 令和7年7月以降の積算基準改定に伴い、工事の発注時期により適用する土木工事積算基準及び単価ファイルの取り扱いが異なりますので、令和7年6月までに入札手続きを行った週休2日(推進)工事は下図のグレー帯またはピンク帯の部分の土木工事積算基準を参照ください。



積算基準等の改定について

令和8年7月改定

積算基準の改定

- 令和8年7月の積算基準改定に伴い、4週8休補正係数の廃止となりましたので、補正係数を乗じていた「4週8休単価」の単価ファイルを廃止します。
- 令和8年4月以前の4週8休単価は引き続き弊社HPにて掲載しています。

単価 ファイル

単価ファイル

東日本版

土 木 工 事 等
単 価 フ ァ イ ル

令 和 8 年 度

(令和8年7月)

東日本高速道路株式会社

【注意事項】

- (1) 本単価ファイルに掲載の単価についての質問・問合せには、応じられない。
- (2) 本単価ファイルの全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。
- (3) 本単価ファイルを基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。

【廃止】4週8休単価

東日本版

土 木 工 事 等
単 価 フ ァ イ ル

【4週8休単価】

令 和 8 年 度

(令和8年4月)

東日本高速道路株式会社

【注意事項】

- (1) 本単価ファイルに掲載の単価についての質問・問合せには、応じられない。
- (2) 本単価ファイルの全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。
- (3) 本単価ファイルを基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。

積算基準等の改定について

- 積算基準等に関する情報の更なる開示(透明性の確保)を目的とし、設計材料単価等の公表。

項目	内容
①対象工事	契約責任者が支社長となる土木工事
②公表対象	Ⅰ:主要な材料の設計単価 Ⅱ:見積活用方式を採用した工事における当社採用単価 (※1 諸経費を除く) (※2 総合評価落札方式の高度技術提案型適用工事を除く) Ⅲ:間接工事費の適用工種および補正区分 Ⅳ:積算基準及び単価の適用年月
③公表時期	1)参考積算条件書(その1) ②のうち、Ⅰの品目、Ⅲ、Ⅳについて、入札公告時に公表 2)参考積算条件書(その2) ②のうち、Ⅰの設計単価、Ⅱについて、入札書提出期限の 20日前 までに公表
④公表場所	当社ホームページ(入札公告の『その他情報』に掲載)
⑤公表資料	参考積算条件書(その1)、参考積算条件書(その2)

【参考積算条件書】

- 入札(見積)参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する参考資料をいう。
- なお、参考積算条件書の掲載内容に関する質問・問い合わせには一切応じられません。

積算基準等の改定について

- NEXCO東日本においては、設計金額の算出は「土木工事積算基準」に基づき「公共工事設計労務単価」等を使用しています。
- なお、当該工事の地域外から労働者を確保せざるを得ない状況、あるいは資材を調達せざるを得ない状況が生じた場合、労働者の送迎や宿泊に要する費用等、当初契約額から増加した費用については、受注者から協議があった場合、設計変更の対象とし、適正な費用を計上することを設計図書に明記しています。

積算基準等の改定について

令和7年度以前からの継続事項

発注・積算業務の効率化

○ NEXCO東日本においては、主たる目的物以外で、全体工事費に占める割合が小さい単価項目について、直接工事費に対する率計上にて契約制限価格を算出する試行を実施しております。

《土工工事》

発注前の率算出

番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	道路掘削	25,000	m ³	2,000	50,000,000	
2	盛土工	5,000	m ³	4,000	20,000,000	
3	コンクリート	500	m ³	40,000	20,000,000	
4	型枠	1,000	m ²	6,000	6,000,000	
5	鉄筋	20	t	200,000	4,000,000	
6	〇〇〇EA	100	基	100,000	10,000,000	見積対象
7	工事用道路	1	式	3,500,000	3,500,000	
8	用・排水溝撤去工	400	m	10,000	4,000,000	
9	排水溝撤去工	20	箇所	5,000	100,000	
10	立入防止柵撤去工	100	m	20,000	2,000,000	

	分類	合計	構成比	計上率
直接工事費	主たる目的物	110,000,000	92%	計上率の対象 単価項目合計※ 100,000,000
	主たる目的物以外	9,600,000	8%	10%

直接工事費

80%
主たる目的物

20%以下
主たる目的物以外

直接工事費全体の2割以下の項目を、「率計上工事に関する項目(一式)」として計上

率計上工事での単価項目設定

番号	項目	数量	単位	単価	金額	摘要
1	道路掘削	25,000	m ³	2,000	50,000,000	
2	盛土工	5,000	m ³	4,000	20,000,000	
3	コンクリート	500	m ³	40,000	20,000,000	
4	型枠	1,000	m ²	6,000	6,000,000	
5	鉄筋	20	t	200,000	4,000,000	
6	〇〇〇EA	100	基	100,000	10,000,000	見積対象
7	率計上工事に関する事項	1	式	10,000,000	10,000,000	

	工種	合計	構成比	計上率
直接工事費	主たる目的物	110,000,000	92%	計上率の対象 単価項目合計※ 100,000,000
	主たる目的物以外	10,000,000	8%	10%

率計上項目は参考図書として位置づけ
工事契約後に現地照査により数量を確定し
設計変更を行う。

※見積活用方式による単価項目を含む工事で率計上の率を決定する場合には、見積活用方式の単価項目を除いた主たる目的物の単価項目合計により算出する。

(主な適用対象工事)

土木工事、土木補修工事、舗装工事、PC橋上部工工事、鋼橋上部工工事及び橋梁補修工事